

議案

建築基準法第52条第8項第1号の規定に基づく区域の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号の規定に基づき第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域のうち都市計画審議会の議を経て指定する区域又は商業地域のうち都市計画審議会の議を経て指定する区域を次のように指定する。

西東京都市計画において第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域に定められた区域

理由

建築基準法第52条第8項第1号の規定に基づき第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域のうち、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定する区域は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物の容積率を緩和する区域から除かれる。西東京市は、過去西東京市を管轄する特定行政庁である東京都の告示により、容積率の上限の数値を都市計画において定めた容積率の数値とする区域として指定されていた。

西東京市として改めて、建築基準法第52条第8項第1号に規定する容積率を緩和する区域から除く区域を指定する必要があることから、同号の規定に基づき西東京市都市計画審議会の諮るものである。